

## 大阪地方裁判所沿革小史

- 明治元年 1月22日 明治政府は大阪の本町4丁目に大阪鎮台を設け、同月27日これを大阪裁判所と改称、摂津、河内、和泉それに播磨の国を支配した。これが大阪における地方官設置の初めであり、わが国法令上裁判所の名称が用いられた最初である。しかし、この裁判所は今日の意味の裁判所ではなく一つの行政官庁であって、聴訟（民事）断獄（刑事）をもあわせ行っていた。
- 5月2日 大阪裁判所を廃して大阪府が設けられた。
- 明治4年 7月9日 司法省が設けられた。
- 明治5年 10月20日 府県裁判所として大阪裁判所が設けられることになり、聴訟断獄に関する事務を大阪府から引き継ぐとともに、翌6年1月18日中之島1丁目8番地（現在の市庁所在位置）において開庁した。これが大阪地方裁判所の起源である。
- 明治8年 4月14日 大審院が設けられた。
- 5月4日 上等裁判所が設けられ、府県裁判所（大阪裁判所）の裁判に不服なものの控訴を覆審することになった。同月24日その管轄が定められ大阪上等裁判所は西道頓堀通1丁目1番地において7月2日開庁した。これが大阪高等裁判所の起源である。
- 明治9年 2月17日 大阪裁判所第一支庁が堂島浜通2丁目16番地において、同第二支庁が天王寺村362番地において開庁した。
- 9月13日 府県裁判所が廃止され地方裁判所が設けられたが、名称は従前どおり大阪裁判所と呼ばれ、大阪府、堺県、和歌山県を管轄区域と定められた。
- 10月21日 堂島区裁判所が第一支庁の跡に、天王寺区裁判所が第二支

庁の跡に設けられた。

10月26日 大阪裁判所管内に堺，和歌山の2支庁及び奈良，田辺，堺，和歌山の4区裁判所が増置された。

明治10年 2月1日 堺支庁管内に五条区裁判所が増置された。

明治11年 11月19日 堂島区裁判所を大阪裁判所本庁内に移し中之島区裁判所と改称した。

明治14年 10月6日 上等裁判所を控訴裁判所，地方裁判所を始審裁判所，区裁判所を治安裁判所と改称，支庁が廃止されることになり，翌15年1月1日から実施された。

明治16年 1月10日 始審裁判所支庁が置かれた。

明治19年 5月4日 控訴裁判所は控訴院と改称された。

明治22年 2月11日 大日本帝国憲法が発布された。

明治23年 1月18日 大阪市北区若松町（現庁舎位置）に合同庁舎の建築が進み，大阪控訴院は土佐堀の庁舎から，大阪始審裁判所は中之島の庁舎から移転した。この合同庁舎は4月25日完成した。

1月20日 中之島治安裁判所も同合同庁舎に移転し若松町治安裁判所と改称したが，その後同裁判所は大阪区裁判所となり西区土佐堀4丁目の元控訴院跡へ移った。

2月10日 裁判所構成法が公布され，11月1日から施行された。

始審裁判所は地方裁判所，治安裁判所は区裁判所と改称された。

大阪地方裁判所は大阪府を管轄し，管内に大阪，池田，茨木，枚方，天王寺，堺，岸和田，富田林の各区裁判所が設けられることになった。

明治29年 1月4日 大阪控訴院から出火，合同庁舎が全焼した。大阪地方裁判所は土佐堀の大阪区裁判所庁舎内において事務を取り扱った。

明治32年 2月13日 天王寺区裁判所が廃止された。

- 明治33年 3月31日 焼失した合同庁舎跡に新庁舎が竣工した。
- 明治42年 7月31日 北区に大火があり、再び庁舎が全焼した。大阪地方裁判所は大阪区裁判所内において事務を取り扱った。
- 大正2年 4月5日 池田、茨木、枚方、岸和田、富田林各区裁判所が廃止された。
- 大正6年 3月31日 焼失した庁舎跡に煉瓦造銅板葺3階一部4階建の高塔のある建物が竣工（以下本庁舎と表記）、大阪控訴院、大阪地方裁判所、大阪区裁判所が入った。
- 大正8年 3月24日 岸和田区裁判所が再び設けられた。
- 昭和3年 8月20日 陪審法の施行にそなえ、東別館が新築された。  
10月1日 陪審法施行（昭和18年法律第88号により停止）
- 昭和20年 2月20日 北区若松町調停庁舎の寄附を受けた。
- 昭和21年 11月3日 日本国憲法が公布された。
- 昭和22年 4月16日 裁判所法及び同施行法が公布され、同時に裁判所構成法及び同施行条例が廃止となり、ともに5月3日新憲法の施行と同時に施行された。  
4月17日 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律が公布され、5月3日から施行された。これによって新たに大阪府を管轄区域とする大阪地方裁判所が大阪市に設けられ、同時に設けられた大阪高等裁判所の管轄に属することになった。  
5月3日 裁判所法施行令により大阪地方裁判所管内には堺及び岸和田に支部が設けられた。次いで地方裁判所支部の名称、権限及び管轄区域並びに簡易裁判所の設立及び管轄区域が定められ実施された。  
12月6日 家事審判法が公布され、大阪地方裁判所管内には大阪、堺、岸和田各家事審判所が設けられて翌23年1月1日から施行された。
- 昭和23年 7月12日 検察審査会法が施行され、各地方裁判所及び同支部の所在

地に検察審査会が設けられることになった。

次いで11月29日その名称及び管轄区域が定められ、大阪地方裁判所管内には大阪第一、大阪第二、堺、岸和田各検察審査会が設けられて同日施行された。

大阪第一、大阪第二各検察審査会は地裁調停庁舎内において、堺、岸和田各検察審査会は当該支部庁舎内においてそれぞれ事務を開始した。

- 昭和24年 1月1日 裁判所法の一部が改正施行されて家庭裁判所が創設されることになり、家事審判所が廃止された。
- 昭和32年 11月30日 東新館1号が新築され、翌33年6月30日3階建の法廷庁舎を増築、つづいて昭和34年6月30日同館2号を新築、昭和37年3月28日には1号と2号の間に事務庁舎増築、これらをつなぎ合わせて東新館は1棟建物となり、刑事部の大部分がこれに入った。
- 昭和39年 3月19日 大阪市東区法円坂町大阪簡易裁判所敷地内に大阪地方裁判所法円坂分室庁舎が新築され、民事部の一部が入り同年5月18日事務を開始した。
- 昭和40年 12月1日 大阪地方裁判所執行吏合同役場庁舎が本庁舎北側に新築され、本庁執行吏全員が、この役場で執務することになった。
- 昭和41年 9月10日 若松町調停庁舎が法務省合同庁舎建設のため検察庁に所管換
- 12月19日 北新館が新築され、第14民事部（執行部）が入った。
- 昭和42年 3月1日 大阪市東区大手前之町大阪家庭裁判所庁舎北側に接続して、大阪地方裁判所、簡易裁判所調停庁舎が新築され、第6民事部（破産、非訟、会社部）調停係、大阪第一、第二検察審査会が入り、大阪地方裁判所大手前分室として発足した。
- 昭和44年 2月8日 大阪地方裁判所執行官合同役場が元大阪法務局北出張所庁

舎（本庁舎西側）に移転

4月21日 旧大阪拘置所跡に大阪高裁，地裁，簡裁3庁合同庁舎新築工事のため北新館，東北新館，西新館が取り壊されることになり，第14民事部，資料室が本庁舎内に移転した。

5月16日 大阪市東区法円坂町1番地交通事件即決裁判部庁舎内の大阪簡裁令状部が東新館に移転した。

5月29日 大阪高裁，地裁，簡裁合同庁舎起工式がとり行われ，3庁合同庁舎新築第1期工事が開始された。

8月11日から12月27日までの間，法円坂分室から第3，第51，第55，第56，第57各民事部が本庁舎内に移転復帰した。

昭和47年 3月25日 合同庁舎新築工事のうち法廷棟工事が完成

4月3日 本庁舎内の高裁，地裁民事部，法円坂分室の地裁民事部，大阪簡裁（交通即決裁判部，調停係を除く。）及び執行官合同役場が順次同法廷棟に仮移転を開始，4月12日完了した。

昭和48年 9月30日 合同庁舎新築工事のうち，玄関ホール等の一部を残し事務棟完成，さきの法廷棟と合して地下2階，地上11階，塔屋3階，最高部高56.58米，建築面積6,107平方米，延面積51,513平方米，東西120米，南北34米，エレベーター15基をそなえ，空調，防災設備完備の最新高層ビルとしての新庁舎がほぼ完成した。

10月15日 法廷棟の一部を仮使用中の高裁，地裁民事部，大阪簡裁（交通即決裁判部，調停係を除く。）の事務棟への移転を初めとして，本庁舎から高裁，地裁事務局，高裁刑事部，大手前分室から地裁第6民事部，大阪簡裁調停係，大阪検審が順次移転し，同月24日地裁刑事部を除き移転が完了した。

11月18日 新合同庁舎の法廷改修工事完了，翌19日本庁舎から地裁刑事部が移転し，ここに高裁，地裁，大阪簡裁（交通即決裁判部を除

く。), 大阪第一, 第二検審の全部が新合同庁舎に統合された(昭和49年3月25日竣工)。

昭和53年 2月1日 北区西天満2丁目1番10号に所在地表示が変更された。

平成2年 3月10日 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎別館新築工事に着工した。別館庁舎の規模は, 地下2階, 地上14階, 塔屋1階, 最高部高67.55米, 延面積約23,700平方メートルの高層ビルとなる。

平成4年 12月25日 外構工事, 各種機器の運転調整, 法令検査等を行った後, 竣工に至る。その後, 平成5年1月11日に引渡しを受けた。

平成5年 2月末 大阪簡裁, 大阪地裁の一部(民事調停部, 資料課), 大阪高裁の一部(第1民事部~第12民事部, 資料課, 診療所) 検察審査会(第一, 第二)等が, 順次移転を完了し, それぞれ執務を開始した。

平成5年 3月末 大阪地裁第10民事部が移転し, 統合予定の市内3簡裁(生野, 西淀川, 阿倍野)についても移転を完了し, 同年4月1日から新たに大阪簡裁として執務を開始した。

平成7年 6月末 大阪高等, 地方, 簡易裁判所合同庁舎本館の一部改修工事を完了した。

平成11年 10月5日 淀川区三国本町の大阪簡裁交通部・大阪区検察庁交通分室合同庁舎の敷地内において大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎新営工事に着工した。

平成13年 1月29日 新庁舎が完成し, 大阪地裁第14民事部(民事執行事件部)及び出納第二課(平成12年8月1日出納課から出納第一課及び同第二課に分課)が大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎に移転完了の上, 執務を開始した。

平成13年 3月30日 大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎が竣工した。

平成15年 3月25日 大阪地裁第14民事部及び出納第二課の移転後, 大阪高等, 地方, 簡易裁判所合同庁舎本館及び別館の一部改修工事を完了した。

平成18年 9月28日 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二別館として、旧大阪弁護士会館の土地及び建物を大阪弁護士会から購入し、引き渡しを受けた。

平成19年 5月28日 引き渡しを受けた旧大阪弁護士会館は、改修工事を経て大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二別館として竣工し（平成19年3月30日）大阪地裁第6民事部（民事破産事件部）、出納第一課及び検察審査会（第一、第二）等が順次移転完了の上、執務を開始した。

平成21年 3月31日 裁判員裁判制度が開始されることに伴う裁判員裁判用法廷の新設等、大阪高等、地方、簡易裁判所合同庁舎本館及び別館の改修工事が完了した。

平成26年 1月14日 新館が完成し、大阪地裁の一部（出納第一課、第4、6、15民事部、刑事訟廷事務室、第11～15刑事部）及び検察審査会が順次移転完了の上、執務を開始した。

## 大阪地方裁判所支部，管内簡易裁判所略史

昭和22年5月3日裁判所法施行令により堺及び岸和田に支部が設けられたほか，管内に各簡易裁判所が設立された。

### ・堺支部及び堺簡裁

旧堺区裁庁舎において事務開始，翌23年仮庁舎を堺市北新町3丁90番地に新築，翌24年6月28日移転完了，昭和29年5月30日現同市南瓦町2番28号に地，簡，家裁合同の新庁舎竣工，6月1日移転（昭和45年3月，昭和54年12月各増築），平成14年12月現在地での地家簡裁の合同庁舎新営計画が認められ，平成17年1月仮庁舎の完成に伴い，地裁堺支部の事務の一部及び家裁堺支部の事務の全部を仮庁舎に移転した後，既存庁舎のうち新館及び別館を解体した。平成19年3月15日新館及び別館跡地において，庁舎新営工事に着手し，平成20年12月新庁舎建物の完成に伴い，平成21年1月13日新庁舎での執務を開始した。平成21年10月旧庁舎本館跡地に北側駐車場が完成した。

堺支部は，地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和22年12月20日最高裁規則第14号）により権限甲号の支部とされ，権限甲号としての管轄区域は岸和田支部の管轄区域を含むとされていたが，同規則の一部を改正する規則（平成元年12月28日最高裁規則第5号平成2年4月1日施行）により権限甲号，乙号の区別が削除された。しかし，大阪地方裁判所では，同規則施行と同時に，同規則第3条により岸和田支部における裁判官の合議体で取り扱う事件に関する事務は堺支部に取り扱わせることとしたので，堺支部の取り扱う事件は権限甲号，乙号の区別があった当時と異なっていない。

### ・岸和田支部及び岸和田簡裁

岸和田市岸城町27番1号の旧岸和田区裁庁舎において事務開始，昭和34年11月1日庁舎新築のため市内の元泉州銀行本店建物に仮移転，昭和37年3月23日旧区裁庁舎跡に新築になった地，簡，家裁の合同庁舎に移転。平成12年5月12日岸和田市加守町4丁目27番2号の旧岸和田市民病院跡地に地家簡裁の合同庁舎を新築，



移転し、同月29日から執務を開始した。

岸和田支部は、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和22年12月20日最高裁規則第14号）により権限乙号の支部とされていたが、同規則の一部を改正する規則（平成元年12月28日最高裁規則第5号、平成2年4月1日施行）により権限甲号、乙号の区別が削除された。しかし、大阪地方裁判所では、同規則施行と同時に、同規則第3条により岸和田支部における裁判官の合議体で取り扱う事件に関する事務は堺支部に取り扱わせることとしたので、岸和田支部の取り扱う事件は権限甲号、乙号の区別があった当時と異なっていない。

#### ・大阪簡裁

大阪地裁本庁において事務開始、当初は都島、生野、東淀川、西淀川、西成、阿倍野、茨木及び布施各簡裁の事務移転を受けこれも取り扱った。昭和27年7月18日大阪市東区法円坂町1番地の旧陸軍兵舎を改造した仮庁舎に移転（調停事務は地裁調停庁舎、その後昭和42年3月からは大手前分室庁舎において取り扱う。）、昭和30年8月31日同敷地内に交通事件即決裁判部庁舎新築（昭和33年2月10日増築）。

昭和47年4月12日本庁舎北側に新築となった大阪高等、地方、簡易裁判所合同新庁舎法廷棟4階に仮移転（交通即決裁判部、調停係を除く。）、昭和48年10月17日合同新庁舎事務棟完成に伴い移転完了（交通即決裁判部を除く。）。

昭和63年5月1日から下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）により、廃止となった都島、東淀川及び西成各簡易裁判所の管轄区域が加わった。

また、生野簡裁、西淀川簡裁及び阿倍野簡裁が同法第2条（いわゆる大都市簡裁の統合）及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成5年政令第13号）により、平成5年4月1日廃止簡易裁判所となり、それぞれの管轄区域が大阪簡裁の管轄区域に加わった。

交通即決裁判部は昭和47年12月6日現大阪市淀川区三国本町1丁目13番27号に大阪簡易裁判所交通部として大阪区検察庁交通分室との合同庁舎が完成し、同月14日同所に移転したが、平成13年1月9日同庁舎の南側駐車場部分（大阪市淀川区三国本町1丁目13番28号）に、大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎が新築され（一部外構工事等未了）、同月22日大阪簡裁交通即決裁判係が同所に移転の上、執務を開始した（同年3月30日竣工）。

・生野簡裁

昭和25年2月2日現大阪市生野区勝山北3丁目13番20号に庁舎新築、同年4月17日事務開始、昭和52年7月7日庁舎新築のため、大阪市生野区勝山北3丁目12番16号（生野区検察庁庁舎）の仮庁舎に移転、昭和53年4月12日新庁舎に移転（3月25日竣工）。

平成5年4月1日から、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）第2条（いわゆる大都市簡裁の統合）及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成5年政令第13号）により廃止簡易裁判所となる。

・西淀川簡裁

昭和24年1月4日大阪市西淀川区御幣島中2丁目19番地元西淀川防災協会建物において事務開始、昭和26年9月26日現同区千舟2丁目7番41号に庁舎新築移転（10月3日竣工）。

平成5年4月1日から、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）第2条（いわゆる大都市簡裁の統合）及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成5年政令第13号）により廃止簡易裁判所となる。

・阿倍野簡裁

昭和25年3月15日現大阪市阿倍野区丸山通1丁目5番4号に庁舎新築、同年4月24日事務開始、昭和50年9月9日庁舎新築のため生野簡裁に事務移転、生野区

勝山北3丁目13番16号生野簡易裁判所阿倍野分室で執務，昭和51年4月7日事務移転解除とともに旧庁舎跡の新庁舎に移転（3月31日竣工）。

平成5年4月1日から，下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）第2条（いわゆる大都市簡裁の統合）及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成5年政令第13号）により廃止簡易裁判所となる。

- ・大阪池田簡裁

大阪司法事務局池田出張所内において事務開始，昭和24年12月19日現池田市満寿美町8番7号に庁舎新築，同月27日移転，昭和62年9月1日庁舎新築のため，池田市満寿美町6番23号（旧大阪法務局池田出張所）の仮庁舎に移転，昭和63年3月24日旧庁舎跡の新庁舎に移転（3月15日竣工），同月25日事務開始，現在に至る。

- ・豊中簡裁

大阪司法事務局豊中出張所内において事務開始，昭和24年2月1日現豊中市中桜塚3丁目11番2号に庁舎新築移転（3月31日竣工），昭和51年7月8日庁舎改築のため，大阪池田簡裁に事務移転，池田市満寿美町9番25号大阪池田簡易裁判所分室で執務，昭和52年4月8日事務移転解除とともに旧庁舎跡の新庁舎に移転（3月25日竣工），現在に至る。

- ・吹田簡裁

大阪司法事務局吹田出張所内において事務開始，昭和22年6月20日吹田市片山神社内に，9月23日同市役所内に各移転，昭和26年10月3日現吹田市寿町1丁目5番5号に庁舎新築，同月22日移転，昭和52年8月8日庁舎新築のため，吹田市寿町2丁目2番4号（旧淀川職業安定所吹田分室）の仮庁舎に移転，昭和53年4月5日旧庁舎跡の新庁舎に移転（3月25日竣工），現在に至る。

- ・茨木簡裁

大阪司法事務局茨木出張所内において事務開始，昭和26年2月28日現茨木市駅

前通4丁目4番18号に庁舎新築，5月移転，昭和54年7月20日庁舎新築工事のため吹田簡裁に事務移転，吹田市寿町2丁目1番5号吹田簡易裁判所分室で執務，昭和55年3月28日事務移転解除とともに旧庁舎跡の新庁舎に移転（3月14日竣工），現在に至る。

・東大阪簡裁

昭和42年7月18日，布施簡裁を改称。

当初大阪簡裁において事務開始，昭和22年6月22日布施市荒川3丁目122番地の元大阪府布施保健所建物に移転し事務開始，昭和27年3月3日現東大阪市高井田元町2丁目8番12号に庁舎新築移転。昭和48年10月11日現在地に庁舎新築のため東大阪市高井田132ノ1の仮庁舎に移転，昭和49年4月30日旧庁舎跡の新庁舎に移転（3月25日竣工），現在に至る。

・枚方簡裁

大阪司法事務局枚方出張所内において事務開始，昭和22年10月1日大阪簡裁に事務移転，同年12月15日事務移転解除，昭和25年3月15日現枚方市岡南町3番34号に庁舎新築，4月18日移転，昭和48年3月25日枚方市大垣内町2丁目9番37号に新庁舎完成，同年4月19日移転，現在に至る。

・富田林簡裁

大阪司法事務局富田林出張所内において事務開始，昭和22年11月12日富田林市の元富田林農業会事務所建物に，昭和28年10月30日同市毛人谷222番地の1元青年会館建物に各移転，昭和36年3月25日現同市谷川町2番22号に庁舎新築，4月24日移転，事務を開始した。平成5年12月1日庁舎新築工事のため羽曳野簡裁に事務移転，羽曳野市誉田3丁目15番11号羽曳野簡易裁判所富田林分室で執務，平成6年11月1日事務移転解除とともに旧庁舎跡の新庁舎に移転（10月20日竣工），現在に至る。

・羽曳野簡裁

昭和35年6月1日，古市簡裁を改称。

大阪司法事務局古市出張所において事務開始，しばらくして同町の西町会館建物に，昭和23年3月31日元公営質屋建物に各移転，昭和29年3月22日現羽曳野市古市4丁目2番10号に庁舎新築同月26日移転，昭和59年6月27日羽曳野市誉田3丁目15番11号に庁舎新築，移転，現在に至る。

- ・佐野簡裁

大阪司法事務局佐野出張所において事務開始，昭和23年8月2日泉佐野市若宮町4531番地に庁舎の寄附を受けて移転，昭和38年3月15日現泉佐野市上町1丁目4番5号に庁舎新築同月25日に事務移転，平成22年12月19日に旧庁舎跡の新庁舎に移転（12月16日竣工），同年12月20日事務開始，現在に至る。

- ・都島簡裁

当初から大阪簡裁に事務移転，そのままの状態昭和24年1月4日から昭和40年12月31日まで大阪市東区大手前之町の元陸軍被服倉庫建物（大阪家裁所有）において都島簡易裁判所名で事務処理，昭和63年5月1日から下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）により廃止簡易裁判所となる。

- ・東淀川簡裁

当初から大阪簡裁に事務移転，昭和63年5月1日から下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）により廃止簡易裁判所となる。

- ・西成簡裁

当初から大阪簡裁に事務移転，昭和63年5月1日から下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）により廃止簡易裁判所となる。